

医師支援推進室規則の一部を改正する規則・規程をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也
岩手県医療局長 佐々木 信

岩 手 県 規 則 第 1 号
岩手県医療局管理規程

医師支援推進室規則の一部を改正する規則・規程

医師支援推進室規則（平成18年 ^{岩手県規則} _{岩手県医療局管理規程} 第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(代決)</p> <p>第13条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者の区分に従い、第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>保健福祉部長</td><td>副部長</td><td><u>室長</u></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	保健福祉部長	副部長	<u>室長</u>	[略]			<p>(代決)</p> <p>第13条 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる決裁権者の区分に従い、第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>保健福祉部長</td><td><u>当該事務を担当する</u> 副部長</td><td><u>他の副部長</u></td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	保健福祉部長	<u>当該事務を担当する</u> 副部長	<u>他の副部長</u>	[略]		
決裁権者		代決権者																					
	第1順位者	第2順位者																					
保健福祉部長	副部長	<u>室長</u>																					
[略]																							
決裁権者	代決権者																						
	第1順位者	第2順位者																					
保健福祉部長	<u>当該事務を担当する</u> 副部長	<u>他の副部長</u>																					
[略]																							
備考 改正部分は、下線の部分である。																							

附 則

この規則・規程は、平成27年4月1日から施行する。